　会則（規約） - 例 -

第1章　総則

（名称）

第1条　この会は、○○○自治会（町会）と称し、事務所は、会長宅に置く。

（区域）

第2条　この会の区域は、船橋市〇〇〇町×丁目××番から×丁目××番までの区域とする。

（目的）

第3条　この会は、会員相互の協力により生活の合理化と生活環境の改善を促進し、併せて会員の親睦と福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第4条　この会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。

　(1)　会員相互の親睦と福利厚生に関すること。

　(2)　生活環境の改善に関すること。

　(3)　生活文化の向上に関すること。

　(4)　共同施設の利用、管理に関すること。

　(5)　防犯、防火に関すること。

　(6)　同一目的を有する他団体との協力に関すること。

　(7)　その他この会の目的達成に必要なこと。

　　　第2章　会員

（会員）

第5条　この会の会員は、○○○自治会（町会）の区域内に居住している者で構成する。

（資格）

第6条　会員は、資格を取得し、又は喪失したときは、直ちに本会に届け出なければならない。

　　　第3章　役員及び機関

（役員）

第7条　この会に次の役員を置く。

　(1)　会長　1名

　(2)　副会長　○名

　(3)　会計　○名

　(4)　監事　○名

　(5)　その他の役員　○名

（役員の選出）

第8条　この会の役員の選出は、総会において選任する。

2　監事と会長、副会長、会計その他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の任期）

第9条　役員の任期は、○年とし再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第10条　役員は、総会の決議を遵守し、会のために誠意をもって職務を遂行しなければならない。

2　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、これを代行する。

4　会計は、この会の会計を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

5　監事は、この会の財産及び役員の業務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。また、その報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求する。

　　　第4章　会議

（会議の種類）

第11条　この会の会議は、次のとおりとし、会長がこれを招集する。

　(1)　総会

　(2)　役員会

（総会）

第12条　総会は、この会の最高決議機関で、定期総会は年に1回通常4月に開催する。

2　次の場合は、臨時総会を開催する。

　(1)　会長が必要と認めたとき。

　(2)　会員の○分の１以上から会議の目的及び招集の理由を示して請求があったとき。

　(3)　第10条第5項の規定により、監事からの開催の請求があったとき。

（総会の議長）

第13条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の成立）

第14条　総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ成立しない。

（総会の付議事項）

第15条　次の事項は、総会の議決を必要とする。

　(1)　会則の制定、変更に関すること。

　(2)　新年度の事業計画及び予算計画に関すること。

　(3)　前年度の事業報告及び決算報告に関すること。

　(4)　役員の選出に関すること。

　(5)　その他総会の議決を必要とする重要事項

（総会の決議）

第16条　総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2　会則の制定、変更は、出席会員の3分の2以上の多数をもってこれを決する。

3　総会の決定事項は、速やかに会員に周知しなければならない。

（総会の議事録）

第17条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　(1)　日時及び場所

　(2)　会員の現在数及び出席者数（委任者を含む）

　(3)　開催目的、審議事項及び議決事項

　(4)　議事の経過の概要及びその結果

　(5)　議事録署名人の選任及びその結果

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

（専決）

第18条　総会に付議しなければならない事項でも、緊急を要するため総会を招集する日時のない時は、役員会で専決をすることができる。

（役員会）

第19条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2　役員会は、この会の最高執行機関であって、総会によって委任された事項などの業務を執行し、総会に対して責任を負う。

3　役員会は、必要に応じ会長が招集し、議長は、会長とする。

4　役員会の議事の決定については、会員に報告しなければならない。

（役員会の職務）

第20条　この会の役員会は、次の職務を行う。

　(1)　業務を遂行するための方針に関すること。

　(2)　総会の招集及び総会に付議すべき事項に関すること。

　(3)　財産の取得又は処分に関すること。

　(4)　その他審議を必要とする重要なこと。

（役員会の定足数等）

第21条　役員会には、第14条、第16条第1項及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

　　　第5章　会計

（収入）

第22条　この会の収入は、次に揚げるものとする。

　(1)　入会金

　(2)　会費

　(3)　負担金、補助金

　(4)　寄付金

　(5)　その他の収入

（用途）

第23条　前条の収入は、この会の一般活動及び第4条の事業を行うための費用に充てる。

（会費）

第24条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会計年度）

第25条　この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

（決算）

第26条　この会の決算の会計は、年度毎に監事の監査を受け、総会の承認を必要とする。

2　決算報告書には、監査終了の証明書を添付しなければならない。

（帳簿等の閲覧）

第27条　この会の記録及び会計簿等は、会員の要求があれば、随時公開するものとする。会員は、会の諸帳簿に対して閲覧する権利を有する。

　　　第6章　雑則

第28条　この会則の施行に伴う必要な諸細則は、別に定める。

　　　附　則

この会則は、××年××月××日から施行する。